

○東温市ひとり親家庭医療費助成条例

(平成 16 年 9 月 21 日条例第 97 号)

**改正** 平成 18 年 9 月 27 日条例第 29 号 平成 20 年 3 月 18 日条例第 10 号  
平成 20 年 12 月 16 日条例第 30 号 平成 24 年 3 月 23 日条例第 10 号  
平成 26 年 12 月 19 日条例第 19 号 平成 27 年 6 月 1 日条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

(2) 配偶者のない者とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める者をいう。

(3) 児童とは、20 歳に満たない者(月の初日以外の日において 20 歳に達するときは、その属する月の末日まで 20 歳に満たない者とみなす。)及び 20 歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者をいう。

- ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校に就学している者
- イ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、その身体の障害の程度が身体障害

者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に規定する 1 級又は 2 級に該当するもの

ウ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所において、知的障害者と判定された者であつて、「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)による療育手帳の交付を受けた者で、別に市長が定めるもの

(4) 保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

(5) 保険医療機関等とは、健康保険法に規定する病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業所並びに保険者が特に認めたものをいう。

(6) ひとり親家庭とは、同一世帯に属する配偶者のない者とその者が扶養する児童との集まりをいう。

(7) 家庭主とは、児童を扶養する配偶者のない者をいう。

(受給資格者)

第 3 条 医療費の助成を受けることのできる者は、本市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。)又は国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被扶養者であるもの(以下「受給資格者」という。)とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者及び国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により、自己の負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者若しくは前年におい

て所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者を除く。

- (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない者
- (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童
- (3) 祖父若しくは祖母と孫又は兄若しくは姉と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準ずると認めるもの
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

(助成)

第4条 市は、受給資格者が疾病又は負傷のため保険医療機関等において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、高額介護合算療養費、特別療養費及び医療費等(他の制度によるものを含む。))の助成を受けるときは、その助成される額を控除した額)に相当する金額を助成金として、当該ひとり親家庭の家庭主又は父母のない児童を扶養する者(以下「家庭主等」という。)に助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は除く。

2 前項の規定による助成金の支給の対象となる医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、療養に要する費用の全部又は一部について第三者から賠償が行われるときは、助成金の全部又は一部の支給を行わない。

2 健康保険組合等の規約による附加給付等の給付が行われるときも、前項と同様とする。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、家庭主等の申請に基づき助成金を支払うことができる。

3 前項に規定する申請は、受給資格者が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内に行うものとする。

(受給資格の認定)

第7条 受給資格者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証)

第8条 市長は、家庭主等から申請があった場合には、規則で定めるところによりひとり親家庭医療費受給者証を交付しなければならない。

(届出義務)

第9条 家庭主等は、前条のひとり親家庭医療費受給者証の交付を受けた後において、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた受給資格者がいるときは、その者から当該助成を受けた金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の重信町母子家庭医療費助成条例(昭和49年重信町条例第20号)又は川内町母子家庭医療費助成条例

(平成6年川内町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 当分の間、第3条に規定する所得税の納付義務を有する者であつて、前年において、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用する者としたならば、所得税の納付義務を有しない者については、所得税の納付義務を有しない者とみなす。

附 則(平成18年9月27日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の条例は、平成18年10月診療分から適用し、平成18年9月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月18日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の条例は、平成20年4月診療分から適用し、平成20年3月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月16日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東温市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、東温市の福祉に関する事務所設置

条例及び東温市母子家庭医療費助成条例の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 1 日条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までに、この条例による改正前の東温市母子家庭医療費助成条例及び廃止前の東温市父子家庭医療費助成条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この条例の改正後の東温市ひとり親家庭医療費助成条例の規定によりなされたものとみなす。

3 この条例による改正後の東温市ひとり親家庭医療費助成条例の規定による医療費の助成については、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分に係るこの条例による改正前の東温市母子家庭医療費助成条例及び廃止前の東温市父子家庭医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

(東温市子ども医療費助成条例の一部改正)

4 東温市子ども医療費助成条例(平成 16 年東温市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「東温市母子家庭医療費助成条例」を「東温市ひとり親家庭医療費助成条例」に改め、同項第 2 号中「東温市母子家庭医療費助成条例、」を「東温市ひとり親家庭医療費助成条例又は」に改め、「又は東温市父子家庭医療費助成条例（平成 16 年条例第 98 号）」を削る。